



内閣府

平成 28 年 1 月 15 日  
内閣府大臣官房  
公益法人行政担当室

## 公益財団法人日本ライフ協会に対する勧告について

公益財団法人日本ライフ協会において、利用者の預託金の一部を流用していたという問題に関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付で、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。）

詳細は、別添資料を御覧ください。

### 【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室  
 黛、石塚

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

## (公財) 日本ライフ協会に対する勧告について

### 1. 事案の概要

- (公財) 日本ライフ協会 (以下「協会」) は、平成 22 年 7 月 1 日に新制度の公益財団法人として認定。
- 公益認定法は、公益法人に求められる基準として、「経理的基礎」(経理処理・財産管理の適正性) (※) を定めている (同法第 5 条第 2 号)。
- 内閣府公益認定等委員会 (以下「委員会」という。) は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、利用者からの預託金の流用等について、平成 27 年 3 月 6 日、同年 8 月 6 日及び同年 10 月 2 日に 報告徴収 (公益認定法第 27 条第 1 項) を実施 した。

協会は、これに対し、平成 27 年 4 月 2 日、同年 9 月 4 日及び同年 11 月 5 日に報告書を提出した。

- 委員会において事案を審査した結果、公益認定法に基づき協会に対し勧告を行うことが適当と判断するに至り、平成 28 年 1 月 15 日付けで、委員会から行政庁 (内閣総理大臣) に対し勧告 (同法 46 条第 1 項) を実施 した。

これを受けて、同日付けで、行政庁 (内閣総理大臣) から協会に対し勧告 (同法第 28 条第 1 項) を実施 した。

(参考 1 : (公財) 日本ライフ協会に係る事案をめぐる主な経緯)

(参考 2 : 公益法人の監督措置に係る手続の流れ 等)

### 2. 勧告の概要 (→別添 : 日本ライフ協会に対する勧告書全文)

(勧告を行う理由) (→別添の別紙 (委員会勧告書) 参照)

- 協会は、「みまもり家族」事業等を実施している。
- 「みまもり家族」事業中の「万一の時の支援」事業は、利用者からの預託金を原資として実施するものである。
- 協会は、変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更し、公益認定の前提となっている三者契約 (預託金を第三者である弁護士等が管理) ではなく、二者契約 (預託金を協会が直接管理) を締結し、その預託金を流用した結果、預託金総額 883,761,410 円のうち、274,122,941 円の不足額を生じさせた。
- 協会は、預託金不足額の適切な回復計画を策定していない。

- 協会は、協会に計上されている 二者契約の預託金を保全・管理するための適切な措置を講じていない。
- 協会は、利用者を保護するとともに公益認定法を遵守する観点から 二者契約を三者契約に変更するための、具体的な措置を講じていない。
- 協会の執行部、理事会、監事及び評議会は、預託金不足について、是正するため適切に権限を行使しておらず、その果たすべき職務上の義務に違反するなどの疑いがある。
- よって、協会において、公益目的事業を行うのに必要な 経理的基礎を有していること、現在の執行部を始めとする各機関が一般法人法その他の法令を遵守し 適正に法人を運営すること、について疑いがある。

#### (勧告において求められる措置)

(1) 経理的基礎を回復、確立するために以下の措置を講ずること。

- ① 二者契約の預託金を早急に確保するための「回復計画」の策定
- ② 二者契約の預託金を保全・管理するための体制の確立（法人から独立した責任者の設置、運用管理規程の整備）
- ③ 既存の二者契約を三者契約に変更する「変更計画」の策定

(2) 執行部（代表理事、専務理事）、理事会、評議員会それぞれの責任を明らかにし、事業を適正に運営する体制を再構築すること。

(※) 公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成20年4月（平成25年1月改定）内閣府公益認定等委員会）（抜粋）

- 「認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。」
- 「経理処理・財産管理の適正性」とは、「財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること、不適正な経理を行わないこと（注）とする。」

（注）「法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。」

(参考 1)

(公財) 日本ライフ協会に係る事案をめぐる主な経緯

(平成 21 年)

- ・ 7 月 1 日 一般財団法人として協会設立

(平成 22 年)

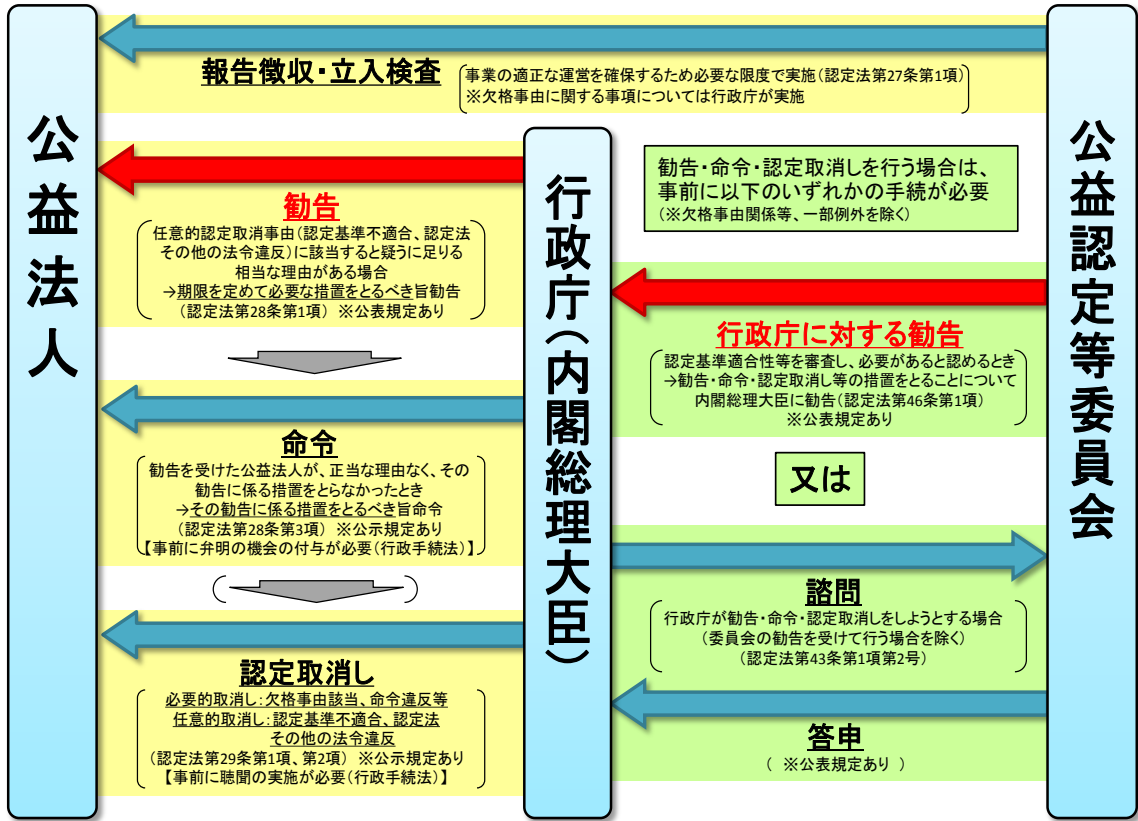
- ・ 7 月 1 日 公益財団法人として認定

(平成 27 年)

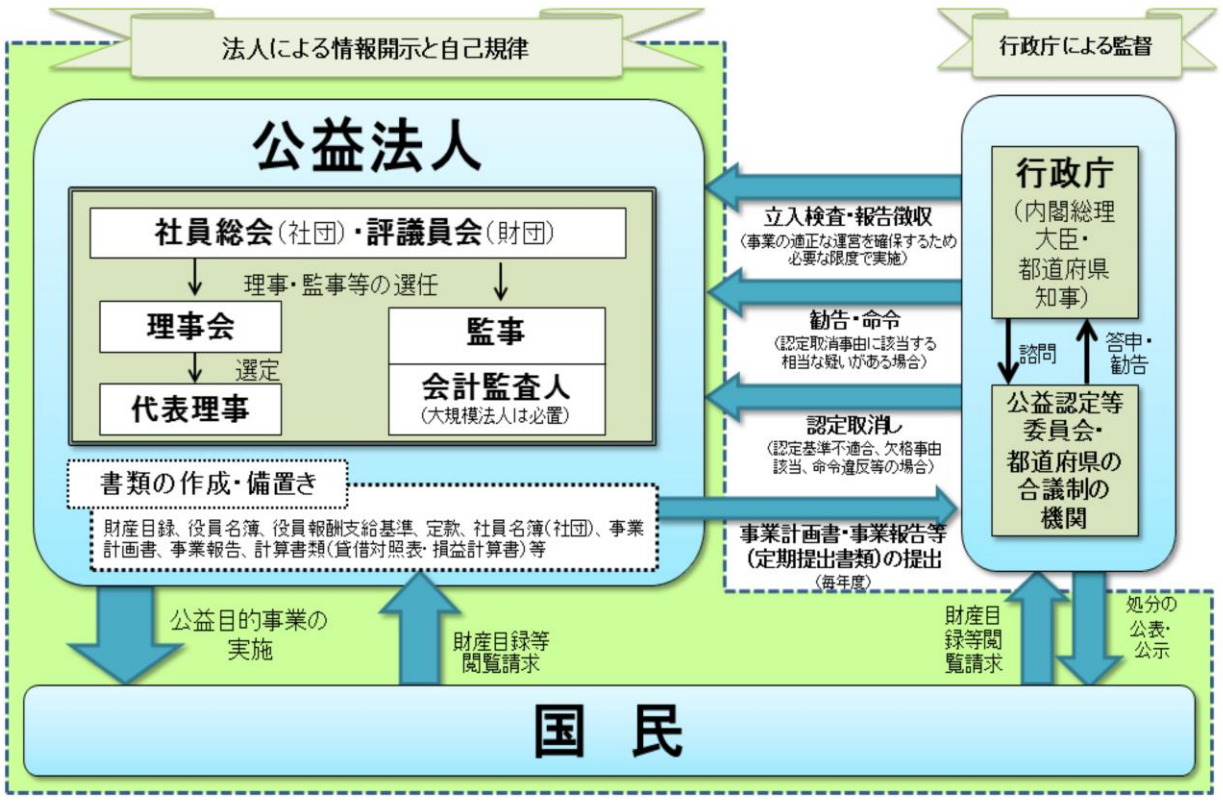
- ・ 3 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求①
- ・ 4 月 2 日 協会から上記報告要求①に対する報告書提出
  
- ・ 8 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求②
- ・ 9 月 7 日 協会から上記報告要求②に対する報告書提出
  
- ・ 10 月 6 日 委員会から協会に対して報告要求③
- ・ 11 月 7 日 協会から上記報告要求③に対する報告書提出

# 公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(参考2)



# 公益法人のガバナンス・情報開示と監督の概要



## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抄）

（平成十八年六月二日法律第四十九号）

（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 （略）

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～十八 （略）

（変更の認定）

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一 （略）

二 公益目的事業の種類又は内容の変更

三 （略）

2～4 （略）

（報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 （略）

（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。
- 2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。
- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
  - 二 前節の規定を遵守していないとき。
  - 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
- 3 (略)
- 4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5～7 (略)

(委員会への諮問)

- 第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。
- 一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）
  - 二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し（以下「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
    - イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合
    - ロ 第十三条第一項若しくは第二十四条第一項の規定による届出又は第二十二条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかったことを理由として監督処分等をしようとする場合
    - ハ 第四十六条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合
- 2 (略)

(委員会による勧告等)

- 第四十六条 委員会は、前条第一項若しくは第二項の場合又は第五十九条第一項の規定に基づき第二十七条第一項の規定による報告の徴収、検査又は質問を行った場合には、公益法人が第二十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号のいずれかに該当するかどうかを審査し、必要があると認めるときは、第二十八条第一項の勧告若しくは同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しその他の措置をとることについて内閣総理大臣に勧告をすることができる。
- 2・3 (略)

(権限の委任等)

- 第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。
- 2 (略)

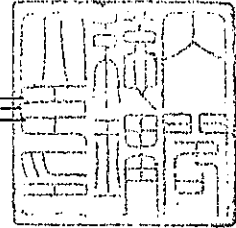


(別添)

府 益 担 第 76 号  
平成 28 年 1 月 15 日

公益財団法人日本ライフ協会  
代表者 濱田 健士 殿

内閣総理大臣  
安倍 晋三



### 勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。)第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

1 勧告年月日

平成28年1月15日

2 勧告の内容

貴法人は、公益目的事業として、高齢者や障害者のための「みまもり家族事業」(以下「当該事業」という。)を実施している。この事業は、貴法人と契約を締結した利用者(以下「当該利用者」という。)が負担する会費、預託金等により、

- ① 病院への入院や福祉施設・アパートへの入居の際の身元保証
- ② 買物や通院への付添い、役所・銀行の手続代行等の日常生活の支援
- ③ 危篤時や死亡後の、知人への連絡から葬儀・納骨までの支援

など、高齢者等の日常生活から死亡後に至る各種のサービスを提供するものである。

これらのサービスのうち、③については、当該利用者が払い込んだ預託金を財源として提供するものであることから、このような事業の特性上、預託金の保全・管理が、当該利用者保護の観点から非常に重要である。

当該事業に係る公益認定申請書においては、当該利用者と貴法人、共助事務所(弁護士、司法書士、行政書士等)の三者で契約し、共助事務所が貴法人とは独立して預託金を管理する契約(以下「三者契約」という。)を締結するとされており、このような仕組みを通じ、預託金が適切に保全・管理されることが公益認定の前提とされていた。

しかしながら、貴法人は、公益認定法第11条に基づく変更認定を行政庁から受けることなく独自の判断で公益目的事業の内容を変更し、その上、貴法人が当該利用者から



預託金を自ら預かる契約（以下「二者契約」という。）を締結して当該事業を実施し、さらに、このような契約に基づき貴法人に払い込まれ、貴法人が保全・管理すべき預託金（以下「二者契約預託金」という。）を当該利用者に何らの説明をすることなく、貴法人の事業等に流用することにより、二者契約預託金の残存額と、本来確保すべき流動性の高い資産との間に多大な差額（以下「預託金不足額」という。）を生じさせた。

公益認定法に違反して公益目的事業の内容を変更したことにより、これらの預託金不足額を生じさせたことは、当該利用者を含む国民の信頼を裏切るものであるとともに、貴法人が当該事業を公益目的事業として実施する上で必要な経理的基礎を失っている疑いがあることを示すものである。加えて、貴法人がこれらの不適切な行為を確認、是正することを懈怠し、自律的に適正な事業運営を行うことができていない疑いが生じたことは極めて遺憾である。

以上を踏まえ、貴法人において、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）その他の法令を遵守した法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

(1) 公益法人として、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

① 二者契約預託金額に相当する流動性の高い資産を速やかに確保する方策について、貴法人が置かれている状況を踏まえた役員報酬・手当等の削減や、このような事態を招いた役員等の損害賠償責任の有無を含め検討し、これを実行する計画（以下「回復計画」という。）を作成すること。

その際、平成26年度から平成27年度にかけて大幅に増加した地代家賃及び役員に対する住居手当等（以下「中間経費等」という。）が支払われていることが回復計画に与える影響を明らかにするため、平成27年度及び整理可能な最新時点において、預託金に対応する事業に係る損益計算（以下「預託金事業損益計算」という。）と、預託金事業損益計算を除いた貴法人の損益計算を試算し、中間経費等が各々に与える影響を明らかにすること。

② 回復計画を達成するまでの間、当該利用者を保護する観点から二者契約預託金を適切に保全・管理するため、二者契約預託金に係る収入、支出その他の資金の移動を、貴法人の機関から独立して保全・管理する総括責任者を設置するとともに、その保全・管理方法について規定した運用管理規程を整備することにより、二者契約預託金の保全・管理を図る体制を確立すること。

③ 当該利用者を保護するとともに、公益認定法を遵守する観点から、既に契約した二者契約について、解約又は三者契約への速やかな変更を図る計画（以下「変更計画」という。）を作成すること。

(2) 貴法人の代表理事、業務執行理事である専務理事で構成される執行部、理事会、監事及び評議員会が、別紙（公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」（平成28年1月15日付府益26号）。以下「委員会勧告書」という。）の3(1)から

(3) までに記載のとおり、

① 変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更して多数の二者契約を締結し、更にその上、二者契約預託金の流用により多額の預託金不足額を生じさせたこと

② 一般法人法に基づく義務を果たし又は権限を適切に行使することにより、これらの不適切な行為を確認、是正することを懈怠し、その結果、貴法人がその自己規律を発揮することができなかったこと

を踏まえ、本件に係る貴法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにし、これに応じた適切な措置を講ずること。併せて、各機関が果たすべき責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。

(3) 上記の措置を平成 28 年 2 月 29 日までに講じ、行政庁に報告するとともに、回復計画及び変更計画を確実に実施すること。

さらに、以後 6 か月ごと、回復計画の進捗状況については預託金不足額に相当する流動性の高い資産が確保されるまでの間、変更計画の進捗状況及び二者契約預託金の保全・管理状況については、全ての二者契約が解約又は三者契約に変更され、当該解約又は当該変更に伴い全ての二者契約預託金が預託者に返還され又は共助事務所の管理口座に振り込まれるまでの間、それぞれ正確かつ真摯に、行政庁に報告すること。

### 3 理由

委員会勧告書の 3 に記載のとおり、貴法人については、公益認定法第 11 条に違反して公益目的事業の内容を変更し、同法第 5 条第 2 号に掲げる基準（「経理的基礎」要件）に適合しなくなったこと及びその各機関が、一般法人法第 172 条第 1 項等、第 197 条において準用する第 83 条、第 90 条第 2 項、第 91 条第 1 項、第 99 条、第 100 条、第 101 条等の規定に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

### 4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第 28 条第 3 項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあります。

### 5 報告期限

上記 2 (3) に記載の期限

## 6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）

### （公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 （略）
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三～十八 （略）

### （変更の認定）

第11条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 （略）
  - 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
  - 三 （略）
- 2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

### （勧告、命令等）

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4・5 （略）

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

- 一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 前節の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反したとき。

3～7 (略)

<本件担当者> (照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

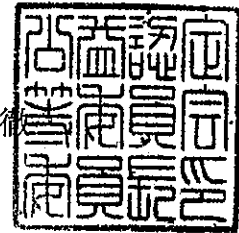
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

TEL 03- FAX 03-

府 益 第 26 号  
平成 28 年 1 月 15 日

内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会  
委員長 山下 徹



### 勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

#### 記

#### 1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A004352
- (2) 法人の名称：公益財団法人日本ライフ協会
- (3) 代表者の氏名：濱田 健士
- (4) 主たる事務所の所在場所：  
東京都港区芝四丁目 11 番 3 号 芝フロントビル 3 階

#### 2 勧告の内容

公益財団法人日本ライフ協会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告をすること。

#### （必要な措置）

当該法人は、公益目的事業として、高齢者や障害者のための「みまもり家族事業」（以下「当該事業」という。）を実施している。この事業は、当該法人と契約を締結した利用者（以下「当該利用者」という。）が負担する会費、預託金等により、

- ① 病院への入院や福祉施設・アパートへの入居の際の身元保証
- ② 買物や通院への付添い、役所・銀行の手続代行等の日常生活の支援
- ③ 危篤時や死亡後の、知人への連絡から葬儀・納骨までの支援

など、高齢者等の日常生活から死亡後に至る各種のサービスを提供するものである。

これらのサービスのうち、③については、当該利用者が払い込んだ預託金を財源として提供するものであることから、このような事業の特性上、預託金の保全・管理が、当該利用者保護の観点から非常に重要である。

当該事業に係る公益認定申請書においては、当該利用者と当該法人、共助事務所（弁護士、司法書士、行政書士等）の三者で契約し、共助事務所が当該法人とは独立して預託金を管理する契約（以下「三者契約」という。）を締結するとされており、このような仕組みを通じ、預託金が適切に保全・管理されることが公益認定の前提とされていた。

しかしながら、当該法人は、公益認定法第11条に基づく変更認定を行政庁から受けることなく独自の判断で公益目的事業の内容を変更し、その上、当該法人が当該利用者から預託金を自ら預かる契約（以下「二者契約」という。）を締結して当該事業を実施し、さらに、このような契約に基づき当該法人に払い込まれ、当該法人が保全・管理すべき預託金（以下「二者契約預託金」という。）を当該利用者は何らの説明をすることなく、当該法人の事業等に流用することにより、二者契約預託金の残存額と、本来確保すべき流動性の高い資産との間に多大な差額（以下「預託金不足額」という。）を生じさせた。

公益認定法に違反して公益目的事業の内容を変更したことにより、これらの預託金不足額を生じさせたことは、当該利用者を含む国民の信頼を裏切るものであるとともに、当該法人が当該事業を公益目的事業として実施する上で必要な経理的基礎を失っている疑いがあることを示すものである。加えて、当該法人がこれらの不適切な行為を確認、是正することを懈怠し、自律的に適正な事業運営を行うことができていない疑いが生じたことは極めて遺憾である。

以上を踏まえ、当該法人において、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）その他の法令を遵守した法人運営を確立するため、以下の措置を講ずることが必要である。

(1) 公益法人として、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

① 二者契約預託金額に相当する流動性の高い資産を速やかに確保する方策について、当該法人が置かれている状況を踏まえた役員報酬・手当等の削減や、このような事態を招いた役員等の損害賠償責任の有無を含め検討し、これを実行する計画（以下「回復計画」という。）を作成すること。

その際、平成26年度から平成27年度にかけて大幅に増加した地代家賃及び役員に対する住居手当等（以下「中間経費等」という。）が支払われていることが回復計画に与える影響を明らかにするため、平成27年度及び整理可能な最新時点において、預託金に対応する事業に係る損益計算（以下「預託金事業損益計算」という。）と、預託金事業損益計算を除いた当該法人の損益計算を試算し、中間経費等が各々に与える影響を明らかにすること。

- ② 回復計画を達成するまでの間、当該利用者を保護する観点から二者契約預託金を適切に保全・管理するため、二者契約預託金に係る収入、支出その他の資金の移動を、当該法人の機関から独立して保全・管理する総括責任者を設置するとともに、その保全・管理方法について規定した運用管理規程を整備することにより、二者契約預託金の保全・管理を図る体制を確立すること。
  - ③ 当該利用者を保護するとともに、公益認定法を遵守する観点から、既に契約した二者契約について、解約又は三者契約への速やかな変更を図る計画（以下「変更計画」という。）を作成すること。
- (2) 当該法人の代表理事、業務執行理事である専務理事で構成される執行部（以下「執行部」という。）、理事会、監事及び評議員会が、3（1）から（3）までに記載のとおり、
- ① 変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更して多数の二者契約を締結し、更にその上、二者契約預託金の流用により多額の預託金不足額を生じさせたこと
  - ② 一般法人法に基づく義務を果たし又は権限を適切に行使することにより、これらの不適切な行為を確認、是正することを懈怠し、その結果、当該法人がその自己規律を発揮することができなかったこと
- を踏まえ、本件に係る当該法人の各機関の責任の所在を具体的に明らかにし、これに応じた適切な措置を講ずること。併せて、各機関が果たすべき責務を適切に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
- (3) 上記の措置を平成28年2月29日までに講じ、行政庁に報告するとともに、回復計画及び変更計画を確実に実施すること。
- さらに、以後6か月ごと、回復計画の進捗状況については預託金不足額に相当する流動性の高い資産が確保されるまでの間、変更計画の進捗状況及び二者契約預託金の保全・管理状況については、全ての二者契約が解約又は三者契約に変更され、当該解約又は当該変更に伴い全ての二者契約預託金が預託者に返還され又は共助事務所の管理口座に振り込まれるまでの間、それぞれ正確かつ真摯に、行政庁に報告すること。

### 3 理由

公益認定等委員会は、二者契約預託金の流用等について、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、平成27年3月6日付け府益第288号、同年8月6日付け府益第725号及び同年10月2日付け府益第956号により、当該法人に対し、それぞれ報告を求め、平成27年4月2日、同年9月4日及び同年11月5日にそれぞれ報告書の提出を受けるとともに、当該報告書に関する事実確認を行ってきた。

その結果を踏まえ、公益認定等委員会において、同法第46条第1項の規定に基づき、当該法人が同法第29条第1項第2号若しくは第3号又は第2項各号のいずれかに該当

するかどうかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

(1) 当該法人は、平成 26 年 6 月 30 日に行政庁に提出した平成 25 年度の貸借対照表及び平成 27 年 6 月 30 日に行政庁に提出した平成 26 年度の貸借対照表において、負債計上されている預託金を下回る流動資産しか保有していなかった。このことについて報告を求めた平成 27 年 9 月 4 日の報告書（以下「9 月報告書」という。）及び同年 11 月 5 日の報告書（以下「11 月報告書」という。）によれば、預託金総額 883,761,410 円のうち、預託金不足額は 274,122,941 円にのぼり、その解消には今後約 6 年かかる見込みであるとしており、その間、当該法人は預託金不足の状態が継続することになる。

(2) 当該法人は、9 月報告書において「預託金不足額の回復を最優先事項である」としているが、以下のとおり、預託金不足額を速やかに回復するために可能な措置が尽くされておらず、また、新たな預託金不足額の発生を防止するために必要な措置が講じられているとは認められない。

① 9 月報告書中の預託金不足額の解消に向けた平成 27 年度の費用節減計画において、平成 26 年度実績と比較し、地代家賃が約 4,000 万円増加しており、その主な要因は、平成 27 年に特定の執務室に係る定期賃貸借契約を締結したことである。

当該法人に確認したところ、同契約は契約期間を 5 年間とする定期建物賃貸借契約であり、当該契約期間中は当該法人からは解約できず、当該契約期間満了による同契約の終了時に安い物件に移転する意向を示している。同契約を解約できない間、同契約が預託金不足額の解消にとって大きな制約要因となるが、このことに対する当該法人における責任の所在が明確にされておらず、適切な措置も講じられていないと考えられる。

② 当該法人の役員には、賃貸住宅賃料補助等多くの種類の手当が支給されることとされており、また、常勤理事には、退職金規程第 2 条の退職金とは別に、退職時に解約することを前提として、当該法人が保険料を負担する終身保険（以下「終身保険」という。）契約が締結されている。

役員に対する手当は、預託金不足額の存在が明らかになった後に減額されているが、それらの手当及び終身保険が預託金不足額の解消にとって制約要因となるものであることに変わりはない。当該法人が置かれている状況に鑑み、かつ、預託金不足額の存在に対する当該法人における責任の所在が明確にされていない状況を踏まえると、預託金不足額を速やかに回復するためにできる限りの措置が講じられているとは認められない。

③ 流用等により預託金不足額が生じている二者契約預託金について、当該法人は、4 名で構成される「預託金管理委員会」を設置し、これを管理するとしているが、同委員会は法人内部に設置され、その 4 名のうち 2 名は、預託金不足額を生じさせた当該法人関係者である。また、預託金の保全・管理に関する明確な取決めも定められていないなど、二者契約預託金の保全・管理のための適切な措置



も講じられているとは認められない。

- ④ 変更認定を受けずに公益目的事業の内容を変更して締結した二者契約は、当該利用者の資産を保全し、公益認定法を遵守する観点から、早急に是正すべきである。その際、預託金の状況や当該法人の経営状況等についての正確な情報を与えた上で、当該利用者自身の自由な判断に応じて、解約又は三者契約への変更を速やかに行うべきであるが、そのための具体的な措置は講じられていないと考えられる。

(3) 一連の事態について、当該法人の執行部、理事会、監事及び評議員会は、以下のとおり、それぞれが果たすべき責務を果たしておらず、当該法人は、公益法人に求められる自己規律の能力を発揮することができない状態にある。

- ① 執行部は、当該法人の業務執行機関として適切に業務を執行する責務を有している（一般法人法第 172 条第 1 項等、第 197 条において準用する第 83 条及び第 91 条第 1 項）が、法令及び会計の知識があれば容易に回避することが可能であった下記 i の事態を生じさせ、さらに、当該事態が生じた場合には、速やかに是正措置を講じる責任を有するにもかかわらず、ii から iv までのとおり適切な措置を講じていないことから、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。

i 変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更して多数の二者契約を締結し、更にその上、二者契約預託金を流用し、多額の預託金不足額を生じさせたこと

ii 預託金不足額の適切な回復計画を策定していないこと

iii 当該法人に計上されている二者契約預託金を保全・管理するための適切な措置を講じていないこと

iv 当該利用者を保護するとともに公益認定法を遵守する観点から二者契約を三者契約に変更するための、具体的な措置を講じていないこと

- ② 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するほか、代表理事を選定・解職する権限を有し（一般法人法第 197 条において準用する第 90 条第 2 項）、これを適切に行使する責務を負っている。また、監事は、理事の職務執行を監査するとともに、これを実施するための各種の権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権など）を有し、また義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられている（一般法人法第 197 条において準用する第 99 条、第 100 条、第 101 条等）。

上記のとおり、当該法人の執行部が①の i 記載の事態を生じさせ、速やかに① ii から iv までの措置を講じることを怠っていたにもかかわらず、理事会及び監事はこれを指摘し、是正するため適切に権限を行使せず、また、預託金不足額への対応策に関する、監事も出席した理事会での決定内容も十分ではないなど、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。

- ③ 評議員会は、理事及び監事の選任・解任の権限を有する（一般法人法第 176 条、

第177条において準用する第63条1項)など、当該法人のガバナンスを確保するための最高の責任を負っているが、11月報告書によれば、上記(1)から(3)までに掲げる事実又は疑義が認められる理事会及び監事に対し、これらの権限を適切に行使しないまま、後任が決まり次第辞任する意思を自ら表明するなど、その果たすべき職務上の義務を放棄した疑いがある。

以上の事実等は、当該法人に関し、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有していること、現在の執行部を始めとする各機関が一般法人法その他の法令を遵守し適正に法人を運営することについて、疑念を抱かせるに十分足りるものである。

したがって、当該法人については、公益認定法第11条に違反して公益目的事業の内容を変更し、同法第5条第2号に掲げる基準(「経理的基礎」要件)に適合しなくなったこと及びその各機関が、一般法人法第172条第1項等、第197条において準用する第83条、第90条第2項、第91条第1項、第99条、第100条、第101条等の規定に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があり、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

公益認定等委員会は、高齢化がますます進展する中、当該事業の公益性そのものは高く評価している。当該法人が自己規律を一日も早く回復し、多くの高齢者や障害者のため事業を適正かつ効果的に運営することを、心から願ってやまないものである。